

|    |          |     |
|----|----------|-----|
| 2  | 租 税      | 七   |
| 3  | 土 地      | 九   |
| 4  | 戸 口      | 一四  |
| 5  | 山論・入会    | 一七  |
| 6  | 水利・水論・水車 | 一七〇 |
| 7  | 菜種売捌     | 一九  |
| 8  | 酒株・酒造稼   | 二〇  |
| 9  | 宗 教      | 二四  |
| 10 | その他      | 三五  |

## 第一編 古代・中世編

### 1 奈良時代

【法隆寺伽藍縁起并流記資財帳】大日本古文書卷之二  
○中 略

寛原郡内  
 法隆寺領  
 新羅郡人  
 倉人水守

撰津国菟原郡参拾貳町陸段貳佰捌拾捌步  
○下 略

(天平十九年二月十一日)

【正倉院文書】大日本古文書卷之五  
○中 天平神護元年(七六五)

檢仲麻呂田村家物使請經文  
 (正集 四十)

檢仲麻呂田村家物使

合經三百五十八卷大屋証宣

右、依大臣禪師今月六日宣、附散位正八位上上村主、

馬養、令奉請於東太寺如件、

天平神護元年五月九日内豎從八位上勳七等兼屋倉

人嶋麿

【統日本紀】卷第廿九 新訂增補 国史大系 第二卷  
○中 神護景雲三年(七六九)

(神護景雲三年)六月癸卯、撰津国菟原郡人正八位下倉人水守  
 等十八人賜姓大和連、播磨国明石郡人外從八位下海直  
 溝長等十九人大和赤石連。  
○下 略

### 2 平安時代

【新撰姓氏錄】群書類從 卷第四四八  
○中 弘仁六年(八一五)成

撰津国神別。起津嶋朝臣。尽  
 神人。卅五氏。

○中 略

地祇。

大和連。神知津彦命十一世孫御物足尼之後也。

○中 略

撰津国諸蕃。起石占忌寸。尽  
 荒々公。廿九氏。

石占忌寸。坂上大宿禰同祖。阿智王之後也。

○中 略

葦屋漢人

葦屋漢人。同上。(石占忌寸同祖)

葦屋村主

村主。葦屋村主同祖。意室荷羅支王之後也。

和泉國諸蕃

葦屋村主。百濟國人意室荷羅支王之後也。

【統日本後紀】卷十二 新訂增補 國史大系 第三卷

(承和九年)十月壬午。彈正尹三品阿保親王薨。遺從四位上

藤原朝臣助。從四位下田口朝臣佐波主。從五位上藤原

阿保親王  
天皇その  
功を追賞  
し位一品  
を贈る

朝臣宗成。從五位下路真人永名等。監護喪事。葬日

遺參議從四位上和氣朝臣真綱等。贈位曰。天皇大命

承和の變  
を未然に  
防ぐの功

良方。阿保親王爾宣久。往者逆人結党不善留事謀利而

親王乃至誠有秀白願留依兵。伏罪天國家不亂本朝。依此

伊都志賀參入坐冠位上賜位念行支。而開闢。不慮外

忽爾朕朝延置天龍坐止聞食毛驚賜比悔賜比哀賜比都大

坐。然毛治賜比授奉止所念之位。止。為天宗一品贈賜比治賜

布。又遣留親親母并子等。殊治賜比。罷坐留道間遣。

平久幸久宇志呂毛輕久罷坐止詔不天皇發大命乎宣。親王者。

守平、五男從四位上右近衛權中將在原朝臣業平、女子者從四

位上左近衛權中將藤原朝臣敏行妻女也、嫡孫參議從三位兼左

衛門督大江朝臣音人、貞觀八丙戌年十月十五日改大枝姓為大

江朝臣、自是當家連綿不絕、而承和九壬戌年七月十七日己酉

阿保親王親書上呈嵯峨大皇太后、太后喚藤原朝臣良房公於

御前、密賜緘書以伝奏之、其詞曰、今月十日伴健寄來語云、

嵯峨大上皇、今將登遐國家之亂在可待也、請奉皇子入東國、

仍同二十五日遣春宮坊帶刀、伴宿禰健寄於隱岐國、遣但馬守

橋朝臣逸勢於伊豆國、大納言藤原朝臣愛發、中納言藤原朝臣

吉野、參議文室朝臣秋津等、解官出京、是嵯峨法皇今年七月

十五日崩御、得此時淳和帝皇子春宮恒貞欲立世故也、恒貞終

止春宮云々、阿保親王、同年十月二十二日壬午、於摂津國菟

原郡蘆屋庄打出村薨御、天皇甚哀惜、遣從四位上藤原朝臣

助、從四位下田口朝臣佐渡主、從五位下藤原朝臣宗成、從

五位下路真人永名等、監護喪事、葬日遣參議從四位上和氣朝

臣真綱等、贈位曰、天皇大命良方阿保親王爾宣久往者逆人結党

天不善留事謀利而乎親王乃至誠有秀白願留依兵伏罪天國家不亂

本朝 依此伊都志賀參入坐冠位上賜位念行支而開闢不慮外

忽爾朕朝延置天龍坐止聞食毛驚賜比悔賜比都々大坐然毛

治賜授奉止所念之位為天宗一品贈賜比治賜布又遣留親親母并子

等乎殊於治賜比罷坐留道間遣平久幸久宇志呂毛輕久罷坐止詔不天

皇發大命乎宣布、親王素性謙退、才兼文武、有膂力、妙絃歌、

御歲五十一而薨也、春秋今年今日當八百五十年忌、詔此

一卷、以奉納阿保親王古廟訖、

元祿第四辛未曆孟冬後二日

長岡主人從四位下甲斐守大江朝臣綱元

皇統(桓武) 照天皇之孫。而天推國高彥天皇之第一皇子也。

母葛井氏焉。大同之季。天皇禪國於皇太弟。遷御平城

宮。弘仁元年太上天皇心悔。而有入東之謀。親王坐此

倉卒之變。出大宰外帥。經十余年。至天長之初。特有

恩詔。令得入京。稍歷治部兵部卿彈正尹。兼上野上總

等太守。親王素性謙退。才兼文武。有膂力。妙絃歌。

春秋五十一而薨也。

【竹園伝記】 芦屋市打出南宮町、親王寺藏

鼻祖阿保親王尊廟竹園之伝記

鼻祖阿保親王者、人王五十二代平城天皇第二皇子、母正五位

下蕃良朝臣藤原女也、桓武帝御宇延曆十二癸酉年誕生、平城

帝御宇大同四己丑年九月十五日戊午授四品、淳和帝御宇天長

四丁未年六月九日己亥為上總太守、同十癸丑年三月六日癸巳

叙三品、仁明帝御宇承和元年甲寅年二月五日丙戌任治部卿、

同年同月二十六日丁未為上野太守兼治部卿、同三丙辰年五月

十五日癸丑移宮内卿、上野太守如元、同四丁巳年六月二十二

日甲寅轉兵部卿、太守猶如元、同九壬戌年正月十三日戊申再

兼上總太守、自是繼任彈正尹為本官、男子有五人、嫡男備中

介大枝朝臣本主、次男從五位下駿河守在原朝臣仲平、三男正

三位權中納言在原朝臣行平、四男大膳大夫從四位下在原朝臣

等乎殊於治賜比罷坐留道間遣平久幸久宇志呂毛輕久罷坐止詔不天

皇發大命乎宣布、親王素性謙退、才兼文武、有膂力、妙絃歌、

御歲五十一而薨也、春秋今年今日當八百五十年忌、詔此

一卷、以奉納阿保親王古廟訖、

元祿第四辛未曆孟冬後二日

長岡主人從四位下甲斐守大江朝臣綱元

【阿保山親王寺縁起】 芦屋市打出南宮町、親王寺藏

摂津國菟原郡蘆屋庄打出村阿保山親王寺縁起

傳當寺の遺跡を尋るに、平城天皇十一代第二皇子阿保親王の

住給ひし旧地也、此親王と申奉るハ、與竹の世々に其名と

まれる在五中將業平朝臣の父みこにてわたらせ給ふ、延曆十

二癸酉歲、御誕生ありて、御生長の後、謙退にして御才かし

こく、文武の道をかねそなへさせ給ふのみならず、糸竹のし

らへも雲井をひかじ、敷崎のやまとうたにも入たせまじ

ませは、世におもくかじつかれ給ふ、承和九年のころかと

よ、嵯峨法皇かくれさせ給ふ折を得て、恒貞親王、近臣

をかたらし陰謀のくたておはして、國家すてに乱れむとせ

しを、阿保親王至誠ありて申願し給ふによて、あしき輩をつ

みし四難に退け、已に世も穢になりければ、帝の御おほへい

と、他にことなり、しかあれと無常變易の世のことハりと

て、同じ年摂津國菟原郡蘆屋庄打出村にして、御年五十一の

等乎殊於治賜比罷坐留道間遣平久幸久宇志呂毛輕久罷坐止詔不天

皇發大命乎宣布、親王素性謙退、才兼文武、有膂力、妙絃歌、

御歲五十一而薨也、春秋今年今日當八百五十年忌、詔此

聖和十一年  
親王寺建立

冬十月廿二日薨御し給ふ。  
天皇哀惜し給ふこと限なし、これによりて從四位上藤原朝臣助、從四位下田口の朝臣佐渡主、從五位下藤原朝臣宗成、從五位下路真人永名等をつかして、御葬の事つかさどらしむ、參議從四位上和氣朝臣真綱をして一品を贈らしめ給ふ、かくて承和十一年、親王のすませ給ふ地をあらためて寺院を建立し、阿保山親王寺と号す、本尊ハ彼親王の安置仏像陀摩羅菩薩大師の彫刻也、御在世の内仏道に御帰依まし、慈覺大師を尊敬のあまりこひうけ給ふ尊像となん、鎮守は春日大明神、和光の影あきらかに仏法守護せさせまします、そのかみは、境内東西三町、南北六町余、寺院百余坊、軒のいらか日にかゝやき、莊嚴美をつくせる道場にて、宝物等もかすくおほかりしかと、いつの比にかありけん、一時の灰尽となりてうせぬとなん、誠に常住虚空のことわりをしめし給ふ方便なるへし、されと本尊ハ、魔風の余烟にも犯され給はず、今に他力の結縁をなし、利生あらたになせ給ふ、さて、土地の風景たくひなし、先なたの塩やきいとまなみと詠せしあし屋のうらもいとちかう、をくしもとらぬ海人のいとまみ目の前に見えわたる、むかし業平朝臣、此ところにするよししてすみ給へる比、かれこれともなひて家の前の海のほとりに道逢し、布引の滝のほりなとしてかへるに、日くれぬれば、

我すむかたの海士の漁火をみて、  
はる、夜のほしか河辺のほたるかも我すむかたの海人の  
たくひか  
と詠し給へるよし伊勢物語に記せるもこのことなめり、又四季の景望とりく也、春はかすみたつ磯山さくら香にほひ、浦路すしき夏の夜は青辺にすたく螢の影にもあまのたぐ火かとおやまたる、後京極権政殿の御歌にも、  
いさり火のむかしの光ほの見えるて蘆屋のさとにとふ螢か  
な  
と詠せさせ給へるも、業平のむかしのおもかけをおほしいてたるなるへし、秋も夜寒になりゆくほと、あしやの里の海士衣機打浪に声をかはして、よその寝さめをうらかなしめ、さてむこ山おろし冬寒る比、遊ふ浪千鳥立さはき、あしのかれ葉に霜こぼるさまなど、みるにつけ聞にしかかひあはれを催さすといふことなし、爰にあやしきことあり、遠近舟のかすおほくゆきかふに、此親王寺のまへをすくるときは、必帆をさけてのるに、あなひしらぬ遠津国の舟人帆をさけされは、其舟にあやまちありとなん、かの尊靈此地にとまりましくて物とかめし給へるにや、此寺のほとりに、東西畑をかまへ、其中に阿保親王の御廟あり、金銀の金具七宝の珠玉等今に出るとなん、又境内より一町西に、拾五間四方の塚

業平  
里に住

有、俗に金塚といふ、是ハかねて未來をかみさせましくて、我なからむ後爰に蘭若を興立する人あるへし、後々又破壊修造の爲にとて、黄金瓦などそこはくこめをかせ給ふとなん、かたりつたふ、凡世々の帝の陵といへとも、數百歳の後は其跡いつとしらぬもおほかるに、あまたの星霜をへて彼親王の旧蹟、此道場にとまれること、誠に徳の至れる哉、奇なるかな、かつハ仏法擁護のちからなるへし、しかあれと、室祚延長武運長久の御いのり且暮にをたらす、退ては諸檀越の現当二世の願望みてん事をいのる、まして此靈仏の威力を加へ、遠郷近里の道俗、猪名のは山に草かるおのこ、宿もさためぬ芦屋の海士にいたる迄、易行易修の功德をもて、彼國に導ひきたまはむといふ事しかり、

在原業平

【三代実録】 卷卅七 新訂増補 国史大系 第四卷  
四年 五月廿八日辛巳。從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒。業平者故四品阿保親王第五子。正三位行中納言行平之弟也。阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王。生業平、天長三年親王上表曰。无品高岳親王之男女。先停王号。賜朝臣姓、臣之子息未預改姓。既為昆弟之子。寧異齒列之差。於是。詔仲平行平守平等。賜姓在原朝臣。業平体貌閑麗。放縱不拘。略

無才学。善作倭歌。貞觀四年三月授從五位上。五年二月拜左兵衛佐。數年遷左近衛權少將。尋遷右馬頭。累加至從四位下。元慶元年遷為右近衛權中將。明年兼相摸權守。後遷兼美濃權守。卒。年五十六。

【伊勢物語】 群書類從卷第三〇七

昔男。津の国むばらのこほりあしやの里にしるよしありて。いきてすみけり。むかしのうたに。  
蘆のやの灘の埴焼いとまなみ  
つけの小櫛もさきてきにけり

とよめるは。この里をよめるなり。こゝをなんあし屋のなだとはいひけり。此男なま宮づかへしければ。それをたより。あふのすけどもあつまりきにけり。この男のあにもあふのかみなりけり。その家の海のほとりにあそびありきて。いざこの山のうへにありといふぬのびきのたき見にのぼらんとひて。のぼりてみるに。そのたき物よりことなり。たかさ廿丈ばかり。ひろさ五丈余ばかりある石のおもてた。しるききぬにいしをつゝみたらんやうになん有ける。さる瀧のかみに。わらふだばかりにてさし出たるいしあり。その石

のうへにはしりかゝる水。せうかうじばかりのおほき  
さにてこぼれおつ。そこなる人にうたよます。このあ  
ふのかみまづよむ。

我世をはけふかあすかたまつかひの涙の瀧といつ  
れ勝れり  
つきにあるじよむ。

ぬき乱る人こそ有らめ白玉のまなくもちるか袖の  
せはきに

とよめりければ。かたへの人わらふにや有けむ。この  
歌をよみてやみけり。かへりくるみちとをくて。うせ  
にし宮内卿もとよしが家のまへすぐるに日くれぬ。や  
どりのかたを見やれば。あまのいさりする火おほくみ  
るに。このあるじのおこよむ。

はるゝ夜の星か河辺の螢かも我すむかたの螢の焼  
火か

とよみて。みなかへりきぬ。そのよみなみの風ふき  
て。なごりのなみいとたかし。つとめてその家のめの  
こともいでて。うきみるの浪によせられたるをひろひ  
て。いゑにもとてきぬ。女がたより。そのみるをたか

馬屋伝

葦原郷

つきにもりて。かしはおほひて出したり。そのかしは  
にかくかけり。  
わたつ海のかさしたすと祝ふも君か為には惜  
まさり也  
るなかの人の歌にては。あまれりやたらずや。

【延喜式】 卷第二十八年部 新訂増補 国史大系 第二十六卷

諸国伝馬

畿内

山城国 山崎 河内国 河内郡 各七疋。

和泉国 各七疋。 摂津国 各七疋。 須磨 各十三  
疋。 葦原 十二疋。

【和名類聚抄】 日本古今全集本 〇承平年間(九三二)頃撰  
〇高山寺本には「葦原」は「葦屋」とあり

摂津国 住吉郡 〇註 百済郡 〇註 東生郡 〇註 西成郡 〇註

島上郡 〇註 島下郡 〇註 豊島郡 〇註 河辺郡 〇註

武庫郡 〇註 有馬郡 〇註 鬼原郡 〇註 天城 〇註 覺美 〇註 佐才 〇註 住吉 〇註

八田郡 〇註 能勢郡 〇註

### 3. 鎌倉時代

【増鏡】 下第十六 新訂増補 国史大系 第二十一卷下

後醍醐天皇  
徳川幕府  
徳川幕府

〇前(後醍醐) 〇元弘二年(正慶元) 〇三三三(三三三)  
略 先帝はけふ三月七日の国こやの宿といふ所に  
つかせ給て〇中こやのよりいでさせ給て。むこ川。か  
んざき。難波。住吉などすぎさせ給とて。御心のうち  
におぼすぢあるべし。広田の宮のわたりにも。御  
興とよめておがみたてまつらせ給。あしやの松原。  
すゞめの松原。布引の滝など御らんじやらるゝも。  
ふるきみゆきどもおほしいでらる。 〇下

【異本伯耆巻】 統群書類従 巻五七四

〇前 元弘二年三月七日先皇奉遷隠岐国。同八日一宮尊  
良親王ハ土佐国畑へ奉流。佐々木三郎判官時信路次ノ  
御警固ニ参ル。其夜ハ摂津国打出ノ浜ニトマリラセ  
給フ。御供ニ参リシニ条中納言為明。明日妙法院ノ宮  
讃州へ御下向有ヘシ。此宿ニコソ御旅宿アランスマン  
ト思ヒヤリテ。  
イトセメテ浮人ヤリノ道ナカラ同シヤトリト聞ソ嬢  
シキ

【太山寺文書】 神戸市垂水区、太山寺蔵

一見了(花押)

注進

- 一 依賜大塔二品親王令旨播磨国大山寺衆徒等自去潤二  
月十五日致合戦忠抽御祈禱実事
- 一 当寺長日不断薬師如来供養法
- 一 摂州小平野兵庫島合戦後二月十五月初度
- 一 同廿三日尼崎合戦手負<sup>実名</sup>時教大輔
- 一 同廿四日同国坂部村合戦打死刑部次郎<sup>実名</sup>安重
- 一 摩耶山合戦<sup>三月</sup>打死兵衛三郎<sup>実名</sup>支重
- 一 京都合戦同十二日打死大夫房<sup>大將実名</sup>肥後<sup>実名</sup>同日

手負民部美名兵部了源美名丹後心善  
一摩耶山城于今警固

右今年二月廿一日恭賜 令旨之間、自赤松城始、於所  
々致度々合戦畢、仍注進如件

元弘三年五月十日  
進上 御奉行所

#### 4 南北 北朝 時代

【太平記】

十五、豊島 大日本史料 第六編之三  
河原合戦事 ○延元元年(建武三、一三三六)

【元延元】二月五日、頭家卿義貞朝臣十万余騎ニテ都ヲ立  
テ、其日撰津国芥河ニソ著レケル、將軍此由ヲ聞給ヒ  
テ、去ハ行向テ合戦ヲ致セトテ、將軍舍弟左馬頭ニ十  
六万余騎ヲ差副テ、京都ヘソ上セラレケル、去程ニ、  
兩家ノ軍勢、二月六日巳刻ニハシタナク豊島河原ニテ  
ソ行合ケル、五ニ旗ノ手ヲ下シテ、東西ニ陣ヲ張、南  
北ニ旅ヲ屯ス、奥州国司真先ニワタリ合テ軍利アラ  
ス、引退テ息ヲ統ハ、宇都宮入替テ、一面目ニ備ント  
攻戦フ、其勢二百余騎討レテ引退ケハ、脇屋右衛門佐  
二千余騎ニテ入替タリ、敵ニハ仁木、細川、高、畠山

楠木正成  
足利尊氏  
と打出  
四宮兵に  
戦い勝つ

先日ノ耻ヲ雪メント、命ヲ棄テ戦フ、官軍ニハ江田、  
大館、里見、鳥山、是ヲ破ラレテハ何クヘカ引ヘキ  
ト、身ヲ無ニ成テソ防キケル、サレハ、五ニ死ヲ輕ク  
セシカトモ、遂ニ雌雄決セシテ、其日ハ戦ヒ暮シテ  
ケリ、爰ニ補判官正成後馳ニテ下リケルカ、合戦ノ休  
ヲ見テ面ヨリハ懸ラス、神崎ヨリ打廻テ、浜ノ南ヨリ  
ソ寄タリケル、左馬頭ノ兵、終日ノ軍ニ戦ヒ草臥タル  
上、敵ニ後ヲ裏レシト思ヒケレハ、一戦モセテ、兵庫  
ヲ指テ引退、義貞頓テ追懸テ、西宮ニ著給ヘハ、直義  
ハ猶相支テ、湊河ニ陣ヲソ取レケル、同七日ノ朝ナキ  
ニ、遙ノ澳ヲ見渡セハ、大船五百余艘、順風ニ帆ヲ舉  
テ、東ヲ指テ馳タリケル、何方ニツク勢ニカト見ル処  
ニ、二百余艘ハ楫ヲ直シテ、兵庫ノ島ヘ漕入、三百余  
艘ハ、帆ヲツイテ、西宮ヘソ漕寄ケル、是ハ大友、厚  
東、大内介カ、將軍方ヘ上リケルト、伊予土居、得能  
カ、御所方ヘ参リケルト、漕連テ昨日迄ハ同湊ニ泊リ  
タリシカ、今日ハ両方ヘ引分テ、心々ニソ著タリケ  
ル、新手ノ大勢、両方ヘ著ニケレハ、五ニ兵ヲ進メ  
テ、小清水宮市ノ辺ニ馳向、將軍方ハ目ニ余ル程ノ

打出御合

打出山之  
戦場

大勢ナリケレトモ、日比ノ兵、新手ニセサセントテ軍  
ヲセス、厚東大友ハ、又強ニ我等計カ大事ニ非スト思  
ヒケレハ、サシモ勇メル気色モナシ、官軍方ハ、雙ヘ  
テ云ヘキ程ナキ小勢ナリケレトモ、元來ノ兵ハ是人ノ  
大事ニ非ス、我身ノ上安否ト思ヒ、新手ノ土居得能  
ハ、今日ノ合戦、云甲斐ナクシテハ、河野ノ名ヲ失フヘ  
シト、機ヲ礪心ヲ励セリ、サレハ、兩陣イマク闘ハサ  
ル前ニ、安危ノ端機ニ顯レテ、勝負ノ色暗ニ見タリ、  
サレトモ、新手ノ駭ナレハ、大友、厚東、大内カ勢三  
千余騎、一番ニ旗ヲ進メタリ、土居、得能、後ヘツト  
懸抜テ、左馬頭ノ控ヘ給ヘル打出宿ノ西ノ端ヘ懸進  
リ、葉武者共ニ目ナ懸ソ、大將ニ組ト下知シテ、風ノ如  
クニ散シ、雲ノ如クニ集テ、叫テ懸入、懸入テハ戦、  
戦フテハ懸抜、千騎カ一騎ニ成迄モ引ナト五ニ耻シメ  
テ、面モ掉ス闘ケル間、左馬頭叶ハシトヤ思ヘレケ  
ン、又兵庫ヲ指テ引給フ、千度百度戦ヘトモ、御方ノ  
軍勢ノ軍シタル有様、見ルニ、叶ヘシトモ覺サリケレ  
ハ、將軍モ早退屈ノ体見ヘ給ヒケル処ヘ、大友參テ、  
今ノ如クニテハ、何トシテモ御合戦ヨカルヘシトモ覺  
候ハス、幸ニ船共數多候ヘハ、只先筑紫ヘ御開キ候ヘ

カシ、少武筑後入道モ御方ニテ候ナレハ、九国ノ勢多  
ク風進ラセ候ハ、頓テ大軍ヲ動シテ、京都ヲ攻ラレ  
候ハンニ、何程ノ事カ候ヘキト申ケレハ、將軍ケニモ  
トヤ思召ケン、總テ大友カ舟ニソ乗給ヒケル○下

【多田院文書】

影考館本 大日本史料 第六編之三  
○建武三(延元元、一三三六)

撰津国多田院御家人高橋彦六茂宗申軍忠事、

右○中 当年建武(三カ)正月、江州勢田、宇治、京都、打

出、西宮御合戦仁靖軍忠、○中 所詮茂宗御合戦、每度於

御前抽抜群軍忠之条、御見知之者、為下賜御証判、恐

々言上如件、

建武二年月日

【入江文書】

一 大日本史料 第六編之三  
○建武三年(延元元、一三三六)

目安

豊前蔵人三郎直貞法師申軍忠条々、

一今年建武二月十一日、於撰津国打出山之戦場、総領

大友、同一族等相共致合戦、若党彌太郎、右足、藤三郎

右足、被疵之条、大炊四郎太郎以下一族等見及訖、

略○中

一凡自六月五日、及同廿日、昼夜不離戰場、抽勤原之上、去正月京都合戰之時、正疊父子三人、每度懸先、自身各被疵、親類若黨等、討死手負、既及廿余人之間、於兵庫島、被經御注進訖、加之、將軍家鎮西御下向之時、云在国云御上落、不退令祇候、度々合戰、每度致拔群戰功之条、總領御存知之上者、任傍例、且賜御一見狀、且欲預注進、仍目安如件、

建武三年八月日 承候畢、沙彌(花押)  
【真乘院文書】 大日本史料第六編之三  
○延元元年(建武三、一三三六)  
和泉国御家人和田左近將監助康申、  
右助康、去年建武十一月廿八日、馳參京都屬御手、自宇治令參東坂本、同十六日罷向西坂本、同廿七日致合戰、同廿八日致合戰之刻、若黨藤内兵衛尉助俊被討畢、同晦日致鴨河原内野之合戰、同二月十日十一日、罷同打出豊島河原、致合戰忠節候畢、就中於去々年飯盛城合戰、自最初十一月十八日付御到着、同廿日、廿二日、廿六日致合戰、同十二月一日合戰、若黨新三郎明宗被射殺畢、同十二日、助康舍弟仲次助秀被疵、同晦日、中内被疵之条、無其隨之上者、且預御注進浴恩賞、

打出合戦

西宮浜手  
忠に於て軍

且賜御証判、欲致奉公忠節矣、粗目安言上如件、  
延元々年三月日  
被相加合戦之条、無相違候(備本証)  
【梅松論】 下 群書類從卷第三七一  
○建武三年(延元元年、一三三六)  
略 去程に先度御教書を給る周防の守護大内豊前守長門の守護厚東入道兩人兵船五百艘當津に参じたりければ、此荒手を以都へ責登るべしとて二月十日兵庫を御立有ける所に、官方にも楠大夫判官正成和泉河内兩國の守護として摂津の国西宮浜に馳合て。追つ返して終日戦て兩陣相支ふる処に夜に入て如何おもひけむ正成没落す。翌日十一日細川の人々大将として周防長門の勢を相隨て責上る間、義貞は同国瀬川の河原にて懸合て爰を限に責戦ける程に、細川阿波守和氏の舍弟源藏人頼春は深手を負給けり。合戦在にしをむじて。兩陣を取て相支へ。人馬の息をぞつがせける。略  
萩藩閩閩録 百廿一ノ一 大日本史料第六編之三  
石見国周布郷総領地頭御神本彦次郎藤原兼宗申軍忠事、  
今月十日、於西宮浜手、抽随分軍忠之間、自身被疵

打出合戦

頭被畢、并若党川井十郎家保令打死者也、此等次第御檢知上者、賜御証判、可備向後龜鏡候、此旨可有御披露候、恐惶謹言、  
建武三年二月日 藤原兼宗狀  
御奉行所 裏在判

【阿蘇文書】 五 大日本史料第六編之十四  
足利氏教書 ○觀應二年(正平六、一三五二)  
左兵衛佐下向之間、參御方致忠節候条、殊以神妙也、  
委師冬去月十七日、於甲州須沢被討取畢、師直師泰令没落于丹州、自播磨路擬令上落之処、畠山左近大夫將監清、石塔中務大輔、小笠原遠江守政等、於打出浜

打出合戦

正平六年  
二月十七日  
足利氏軍  
利直義軍  
が打出浜  
で撃破

誅戮数百人士卒、遂帰湊川了、不日馳參可致軍忠、若又有九州難儀事者、随彼下知、可抽忠勤之状如件、  
觀應二年二月十九日 裏在判  
阿曾大官司殿  
【松浦文書】 七 大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)  
(花押)

觀應二年七月日

【岡本文書】 大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)  
(花押)

岡本郷房良田謹申、  
右良田致年來奉公之上、○中(二月)次同十七日、摂津国打出合戦御共仕者也、於湊川城雖令人多没落、不奉離上、致夙夜奉公之条、被知食之上、清撰之著到明鏡之上者、下賜御判、為備面目、恐々言上如件、  
觀應二年三月日

打出合戦

【北河原森本文書】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

打出合戦

伊丹左衛門四郎宗義申軍忠事、  
○中 同二月十七日、於撰津国打出浜致合戦忠節畢、然  
早賜御証判、為備向後龜鏡、粗言上如件、

觀應二年三月二日

一見了  
(花押)

【田代文書】四 大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

打出合戦

田代豊前三郎顯綱申軍忠事、

打出合戦

右自石河御陣、至天王寺柴島丹州播州御共仕、去月十  
七日、撰津国打出浜御合戦之時、於大將御目之前、致  
種々之戦功畢、且此条神保次郎左衛門尉、土屋五郎左  
衛門尉、二宮左衛門太郎等見及候畢、然早賜御証判、  
可備向後之龜鏡候、以此旨可有御披露候、恐謹謹言、  
觀應二年三月日  
顯綱狀

御奉行所 承了(花押)

田代豊前又次郎入道了賢申軍忠事、

右○中了賢井山城雖令勤仕、於孫子次郎四郎利綱、相

副若党令進之、尼崎柴島山崎京都御上洛令御共申畢、

并丹州播州撰州打出合戦致忠節之条、神保次郎左衛門  
尉、二宮左衛門太郎、成田九郎五郎入道、此人々見及  
畢、如此云致合戦忠節、云井山城警固忠勞、以兩方忠  
功異于他之上者、早賜御判、為備後証龜鏡、粗言上如  
件、  
觀應二年四月日  
承了(花押)

承了(花押)

○上文、建武四年三月、当所住入道丸、井上村彦三郎  
入道、殿木兵衛入道今者、子息心淨、同舍弟兵衛次郎入  
道等、打入当条、致押妨狼藉間、○中 同殿木兵衛三郎者、  
為山口治口左衛門、今度撰津国打出浜合戦以後、平明没落  
之時、同逃歸于当国泉州、乍隱居致如此之悪行之条、○中  
觀應二年四月日

【広峰文書】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

播磨国御家人広嶺五郎次郎長種申、  
右当国滝野城責之時致忠節、同二月十四日令退散御敵、

打出合戦

同打出浜合戦所致忠節也、此条長浜五郎左衛門尉令見  
知畢、然早賜御証判、為後証備、言上如件、  
觀應二年正月晦日  
源義詮  
源義詮ハ傍注ニシテ承了  
花押ヲ脱セルモノナラン、

打出合戦

觀應二年正月晦日

打出合戦

【西行雜錄】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

打出合戦

播磨国広峰彌三郎頼長申軍忠事、

右○中(三) 同十七日、撰津国打出浜御合戦致忠節、御上洛  
御共仕訖、此条長浜五郎左衛門尉、岡左衛門尉令存知  
畢、然早為後証賜御判、彌為奉公之忠、仍言上如件、  
觀應二年三月  
承了(花押)

承了(花押)

打出合戦

【觀應二年日記】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

打出合戦

二月十八日、將軍兵庫ニ到着、於雀松原合戦之跡、正  
以見知之由早馬到来云々、  
將軍勢二千余騎云々、兵庫ニ取陣云々、  
錦禪勢者西宮雀松原打出等取陣云々、  
今日終日合戦、將軍方勢内五百騎許、殊以進出テ及合  
戦、其内或令降參八幡方、或及打死之間、彼五百騎勢  
を取出陣

雖一人不帰將軍方、希代大合戦也云々、

【建武三年以来記】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

二月十七日、於兵庫打出浜合戦、

【金剛寺聖教類輿書集】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

○上同○正平 二月十七日、撰津打出浜西宮執事与義直  
入道殿軍兵安房次郎、合戦、兩方多討死、執事兵庫赤  
松城引籠、出家成降人、○中  
學頭法印禪惠 七十八才

【東寺王代記】大日本史料第六編之十四  
○觀應二年(正平六、一三五二)

二〇〇 二月十七日、將軍率大勢自播磨國實上、高山石  
堂為左兵衛督入道手、馳向于撰津国打出浜合戦、將軍  
方打負、軍勢成散々了、其後以和談儀、師直師泰遂出  
家、將軍相共歸洛之処、二月廿七日、於撰津国榎河  
辺、上杉豆州、馳向師直師泰以下輩了、豆州出家後  
為師直被誅、師直出家後為(上杉)被害、因果相感尤以可  
怖、

【異本長者補任】 下 大日本史料第六編之十四  
〇編應二年(正平六、一三五二)  
当年騒動次第事

略

打出宿辺  
合戦

二月十七日、於撰州打出宿辺両方合戦、左兵衛入道手  
畠山石堂以下打勝了、

【園太曆】 十六 大日本史料第六編之十四  
〇編應二年(正平六、一三五二)

二月十八日天晴、彼是日、將軍責上起兵庫、於雀松原  
辺合戦、八幡勢頗被追越、仍軍勢差下云々、又及晚  
將軍引退之由云々、彼是不信受事也、

將軍引退兵軍事

十九日天陰、今日或曰、一昨日將軍責上、仍合戦、兩  
方損命者數百人、遂將軍勢不利、引歸兵庫云々、

師直手者逃上合戦之趣語事

廿日天陰、入夜光元申云、師直手者密々有逃上事、謂  
或者語云、十七日合戦之後、十八日又有合戦、両方又  
多殞命者、又師直股受矢、又師泰内甲被射、鎧胸流  
血、以外失力弊也云々、

【太平記】 二十九 大日本史料第六編之十四  
〇編應二年(正平六、一三五二)

略 〇上 同十七日夜、將軍執事ノ勢二万余騎、御影浜ニ押

打出ノ  
合戦

ハ朱ニ成テ下立タリ、是ヲ見テ畠山カニ二百余騎、喚テ  
懸リケレハ、跡ニ控タル寄手ノ大勢共、新手ヲ入替テ  
戦ハントモセス、手負ヲ助ケントモセス、鞭ニ鑑ヲ合  
テ、一度ニハツトソ引タリケル、石堂右馬頭カ陣ハ、  
是ヨリ十余町ヲ隔タレハ、イマタ御方ノ打勝タルヲモ  
知ス、打出ノ浜ニ旗ノ三流見ヘタルハ、敵カ御方カ見  
テ婦レト云ケレハ、原三郎左衛門義実只一騎馳向テ、  
是ヲ見ルニ、三幅ノ小旗ニ赤キ手ヲ両方ニ著タリ、サ  
テハ敵ナリト見オフセテ、馳歸ケルカ、徒ニ馬ノ足ヲ  
疲カサントヤ思ヒケン、扇ヲ差テ御方ノ勢ヲサシ招  
キ、浜ノ南ニ控タル勢ハ、敵ニテ候ソ、然モ追手ノ軍  
ハ、御方打勝タリト見ヘ候、早懸ラセ給ヘト、声ヲ揚  
テソ呼リケル、元ヨリ氣早ナル石堂上杉ノ兵共、是ヲ  
聞テ、何カハ少モ思惟スヘキ、七百余騎ノ兵共、馬ノ  
轡ヲ竝ヘテ、喚テ懸ケルニ、葉師寺カ跡ニ控タル、執事  
兄弟ノ大勢共、イマタ矢ノ一ツヲモ射懸ラレス、捨鞭  
ヲ打テソ逃タリケル、梶原孫六、同彈正忠二人ハ、追  
手ノ勢ノ中ニ在テ、心ナラス御方ニ引立ラレ、六七町  
落タリケルカ、後代ノ名ヲヤ恥タリケン、只一騎引返

寄、追手搦手ニ手ニ分ラル、軍ハ追手ヨリ始テ、戦半  
ナラン時、搦手ノ浜ノ南ヨリ押寄テ、敵ヲ中ニ取籠  
ト下知セラレケル、葉師寺次郎左衛門公義ハ、今度ノ  
戦、如何様大勢ヲ憑テ、御方シ損シヌト思ヒケレハ、  
彌我大事ト氣ヲ励シケルニヤ、自余ノ勢ニ紛レシト、絹  
三幅ヲ長五尺ニ縫合テ、両方ニ赤キ手ヲ著タル旗ヲソ  
差タリケル、一族ノ手勢二百余騎、雀松原ノ木陰ニ控  
テ、追手ノ軍今ヤ始マルト待処ニ、兼テノ相闘ナレハ、  
河津左衛門氏明、高橋中務英光、大旗一撥ノ六千余騎、  
畠山カ陣ヘ推寄テ開ヲ作ル、畠山カ兵静リ返テ、熊闕  
ノ声ヲモ合セス、此藪ノ陰、彼ノ木陰ニ立臨テ、差攻引  
攻散々ニ射ケルニ、面ニ立寄手數百人、馬ヨリ真倒ニ  
射落サレケレハ、後陣ハ引足ニ成テ進得ス、河津左衛  
門是ヲ見テ、矢軍計ニテハ叶フマシキソ、拔テ懸レト  
下知シテ、弓ヲハ敵ヘカラリト投棄、三尺七寸ノ太刀  
ヲ拔テ、敵ノ群リタル中ヘ、会釈モナク懸入ント、一段  
高キ岸ノ上ヘ懸上リケル処ニ、十方ヨリ鐵ヲ汰テ射ケ  
ル矢ニ、馬ノ平頸、草脇、弓手ノ小肘、右ノ膝口四所  
マテ筒深ニ射ラレテ、馬ハ小膝ヲ折テトウト臥、乗手

シテ、大勢ノ中ヘ懸入、誓カ程ハ二人一所ニテ戦ケル  
カ、後ニハ別々ニ成テ、只命ヲ限リトソ戦ケル、孫六  
ハ敵三騎切テ落シテ、裏ヘツト懸抜タル、統ク御方モ  
ナク、又見咎ムル敵モ無カリケレハ、紛レテ助カラン  
ト思ヒテ、笠驗ヲ取テ袖ノ下ニ収メ、西宮ヘ打通テ夜  
ニ入ケレハ、小船ニ乘テ將軍ノ陣ヘソ参リケル、彈正  
忠ハ偏ニ敵ニ紛レモセス、懸入テハ戦々、七八度マテ  
馬煙ヲ立テ戦ケルカ、藤田小次郎ト、猪俣彈正左衛門ト  
二騎ニ取籠ラレテ討レニケリ、後ニアハレ剛者ヤ、誰  
ト云者ヤラン、名字ヲ知ハヤトテ是ヲ見ルニ、梅花ヲ  
一枝折テ籠ノ上ニツケタリ、サテハ元曆古、一谷合戦  
ニ、二度ノ懸シテ名ヲ揚シ、梶原平三景時カ其末ニテ  
ソ有ント、名乗ラテ名ヲソ知レケル、葉師寺二郎左衛  
門公義ハ、御方ノ追手搦手二万余騎、崩レ懸テ引共少  
モ騒ス、二百五十騎ノ勢ニテ、石堂上杉カ七百余騎ノ  
勢ヲ、山際マテマクリ附テ、統ク御方ヲ待処ニ、一騎  
モ控タル兵ナケレハ、又浪打際ニ控テ居タルニ、石  
堂、畠山カ大勢共、手著タル旗ハ、葉師寺ト見ルソ、  
一人モ余スナトテ追懸タリ、公義カ二百五十騎、敵後



正平七年  
文和元年  
赤松正範  
伊丹時義  
赤松正範  
伊丹時義

建徳二年  
貞和九年  
貞和九年  
貞和九年

伏見大光  
明寺領

永正八年  
細川高元  
細川高元  
細川高元

北野神社

近附ハ、一度ニ馬ヲ吃ト引返シテ戦ヒ、敵先ヲ遮レ

ハ、一同ニワツト喚テ懸破リ、打出浜ノ東ヨリ、御影  
浜ノ松原マテ、十六度迄返シテ戦ケルニ、或ハ討レ或  
ハ敵ニ懸散サレ、一所ニ打タル勢トテハ、彈正左衛門  
義冬、勘解由左衛門義治、已上六騎ニ成ニケリ、六  
騎ノ兵共、暫馬ノ息ヲ継セテ、傍ヲ吃ト見タルニ、輪  
違ノ笠驗著タル武者一騎、馬ヲ白砂ニ馳倒シテ、敵七  
騎ニ取籠ラレタリ、彈正左衛門義冬是ヲ見テ、是ハ松  
田左近將監ト覺ル、目ノ前ニテ討ル、御方ヲ助スト云  
事ヤ有ヘキトテ、六騎拔連テ懸レハ、七騎ノ敵引退テ、  
松田ハ命ヲ助リテケリ、松田葉師寺七騎ニ成テ、暫控  
タル処ニ、彼等カ手ノ者共、此彼ヨリ馳附テ、又百騎  
許ニ成ケレハ、石堂畠山カ先驅ノ兵ヲ、三町許追返シ  
タルニ、敵モ勇氣ヤ疲レケン、其後ヨリハ追サリケレ  
ハ、軍ハ此ニテ止ニケリ、葉師寺ハ鎧ニ立処ノ矢少シ  
折懸テ、湊川ヘ馳帰タレハ、敵ノ旗ヲタニモ見スシテ、  
引返シツルニ万余騎ノ兵共、勇氣ヲ失ヒ、落方ヲ求テ、  
只泥ニ酔タル魚ノ、小水ニ息ツクニ異ナラズ、○下

武庫の山と申となん。  
このたひもあらし波ちのさはりなく猶吹をくれむこ  
の山風

古集にも入江のす島などよみ待るとぞ。  
むこの浦の入江のす島いかにしてたつ跡にしもとま  
る心そ

うちではまうちすぐれば。さいご中將のわがすむか  
たといひけんあしやのさとなりぬ。それよりこなた  
に磯ぎはちかき松かげに玉垣神さびて鳥居などたて  
るところあり。北野の宮の此ところにやうがうしたまひ  
てよりのち。御影のまつ原と申なるべし。○後

5室町時代

【北野社文書】京都市、北野神社蔵  
○文明五年(一四七三)

北野社領諸国所々目録

○中  
摂津国葦屋庄

○後

【北河原家蔵文書】大日本史料第六編之十七  
○文和二年(正平八、一三五三)

伊丹社本左衛門次郎基長申軍忠事  
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後楯籠神呪寺御  
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠  
畢、此条楯籠三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知  
也、又当年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致致々  
也、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、  
馳向高口抽戦功、同廿四日、神崎、尼崎御笥向之間、  
屬御手当口警固之処、五月十六日、渡辺夜討之時、進  
一陣追退口御敵、焼落同橋畢、如此至于今抽軍功之  
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、  
文和二年六月  
承了(土岐直康)  
花押

【道ゆきふり】群書類従卷第三三三  
○応安四年(建徳二、一三七一)

○前川づらにそひて木ふかく物ふりたる山あり。鳥居  
たより。そのあたりの人に尋侍れば。これは昔足姫の  
もろこしの三の国したがへたまひかへりたまひける  
時。この山によるひかぶとなどうづみ給けるよりやが

【内閣文庫本古文書】○十五世紀末  
摂津国寺社本所領并奉公方知行等

○中  
一伏見大光明寺領 葦屋庄 不知行

○後

【細川両家記】群書類従卷第三八〇  
○永正八年(一五一一)

一、去る間、澄元より猶三好筑前守之長無念に思ひ、  
都へ望をなさるゝ、然処に永正八年辛未七月に、澄元  
武略をめぐらし、赤松殿を御たのみ有て、播磨勢を催  
し給ふ、先軍の大將には御一門右馬頭政賢、同和泉守  
護殿、此外山中遠江守諸平人立られたり、又畠山上総  
介より遊佐河内守等を立られたり、先和泉の国へ切入  
給ふ、此由高国聞召、追討せよとて、摂津国勢を差下  
さる、然に澄元方の諸勢は、和泉のふか井に陣を  
取、高国方の諸勢は、同方代庄と云所に陣取、同七月  
十三日に、ふか井へをしよせ合戦有、京の高国方登万

河原林政  
に關する

澄元方  
に關する

合戦

余騎、阿波方は城中には無勢にて、籠内の鳥とかや、もれて出べきやうなれば、思ひ切面もふらず切かゝる、高国方の衆切まけて、大將分皆討死する、雑兵以下三百余人死するなり、残る勢はいづみの塚へ漸々逃入也、然ばその日に、澄元方欠郡中嶋まできり上る、去間、淡路守殿は、摂津国兵庫口へ渡り、灘へ上り給ふ、こゝに高国方の兵河原林對馬守正頼は、摂州蘆屋庄の上鷹尾城に楯籠、淡路守殿この城を責へしとて、灘深井と云所に陣取給ふ、此由正頼より京高国へ注進申、高国聞召、今度は馬廻り柳本又次郎入道宗雄子息波多野孫右衛門、能勢因幡守、荒木大藏等始て、三十余頭差下さる、此人々おもひ切て、同七月廿六日に、蘆屋河原にて合戦あり、又鷹尾より河原林手を合てたゝかひけるに、京高国方討勝て、淡路衆百余人討取れば、高国聞召、御感なかゝ申計なし、去間、播磨衆は此合戦の事を聞、思案に及ばれけれども、一度約束の上は、八月の初頃、播磨国を立て、同八月九日に鷹尾城を取巻、さかしき谷、高き岸ともいはず責られ

ける間、城の内にも、こゝをせんとと戦ひければ、その日は暮て、寄手も籠へ引、しかれ共、城の中に此分ならば叶はじとおもひ、同十日の夜半に城あけにけり、播磨勢は悦て則伊丹の城へ取懸ける、○下

【瓦林政頼記】

統群書類従 卷第五八一  
○前 去間、彼下郡ノ大名ト前ニ聞ヘシハ瓦林對馬守平正頼ト申セシ人ノ事ソカシ、彼正頼ハ豊島里ニ常ノ宿所ヘ在ナカラ、城ナクテハ叶フマシトテ、四里計西ニ武庫山ノ尾崎難太ノ内鷹ノ尾ヲ城郭ニソ構ラレケル、ナタノ五郷ハ、本ハ本所領ニテ、守護代ニモ随カラス、侍數七八百人モアリテ、自然ト勢揃スル時ハ、三四千人モアル在所也、彼鷹尾城アラハ定テ六ヶ布事アナントテ、ナダノ内ノ本城ト西宮トハ、多年中不和ニテ度々取合ケルカ、俄ニ中直リケル、是ハ同心シテ彼城ヲサミセムカタメ也ト、正頼ヤカテ心得、僧企ナリケレトモ、面ニハミヘヌ事ナレハ、ワツトヲサセテ成敗セハヤト思ワレケル也ニ、ナダ五郷ノ内ニ正頼カ同名足高ノナニカシ、井ニ下村ト云者ヲ先トシテ、澄元ヒイキノ者多ク有、先彼兩人ヲ地下トシテ討テ可參

鷹尾城攻  
討の激戦

ト、下知ヲ高国ヨリ被成ケレトモ、地下人恐テ、此在所ニハ居ス候トテ難渋シケル間、永正八年五月一日ノフケウニ、鷹尾ノ城ヨリ究竟ノ手柄ノ衆廿余人、一里計アル在所ヘ打コシ、彼足高ヲ討取、宿所ニ火ヲカケテノキケル也ニ、本城ノ者トモ起リ合テ、城ト討手ノ間ヲシキリ、討手ヲ取巻テ討ントセシヲ、一人当千ノ者トモケレハ散々ニ戦テ結局敵多ク討取、一人モ不討レ、城ヘシツゝト入ニケル、サレハ御下知ノ下リケルニ、地下ヨリ難渋スルサヘ曲事ナルニ、剩彼討手ニ取掛ル事ハ、一向御敵ニテコソアリケル、其科ヘ、其後鷹尾城ニ外堀ヲホレハ、用水ヲハ樋ニテカクヘシト正頼申也ニ、本城衆ウケコワス、剩五郷ノ衆ヲ備シ、二十人計鷹尾城ヘ五月六日ニ取カケ、ル、兼日ニカ  
・正頼舎弟吹田又五郎、瓦林四郎次郎、与力ニ齋藤新五郎、富松彦三郎、稻津小五郎、鈴木与次郎ヲ初トシテ、其外可然侍數十人堅メケル中ニ、別シテ此廿二人申合、神水ヲ飲、同心ニ合戦スヘキ契約ヲ結ケル、彼等ノ中ノ証人ニ宿老一人入テ可然トテ、麻田入道宗円ヲ被入ケル、カクテ廿三人ノ人々申合セシ事ナレ

ハ敵二千計ノ中ニ、本城衆三百人ハ、取分城近ク攻寄テ居タル也、廿三人ノ人々面モフラス一目ニ切テ入ケレハ、河島浜兄弟同西坐福庵トテ、ス、トキ悪僧ノアリケルヲ先トシテ、廿余人討取ケレハ、残者トモハ蜘蛛子ヲチラスカコトクニソ逃タリケル、是ヲ見テ二千計ノ寄手トモ、皆足ヲモタメシテ、本城ヲ追コシテ本城ニ打入、家々ヲ破却シテ、寺庵サヘ七十余ヶ、マテ打コホチテ引タリケル、其後ハ手次ヲ覺テ、我々計ニテハ思ヒヨラスシテ、当國中ノ浪人并ニ淡路守入道以久ヲ相語、同六月六日、又猛勢ニテソ取カケ、ル、爰ニヨキツカイヲ守テ、城ヨリ一度ニ切テ出ケレハ、寄手多討レテ皆々逃散ケル、カ、リケル也ニ、島山上總介義英、遊佐河内入道因宗ヲ大將トシテ、吉野ヨリ打テ出ケリ、先年澄元ニ付シ馬廻リ、井ニ細川右馬助政賢、和泉上守護刑部大輔打田新左衛門尉ヲ先トシテ、七八千ノ軍兵ト摂津国衆上下郡ノ旁池田、伊丹、三宅、茨木、安威、福井、太田、入江、高槻ヲ首トシテ二万余人ト、同七月十三日、和泉国深井ニテ合戦アリケルニ、御方余リニ大勢ニテ調議相違シケ







第二編 近世編

1 藩政・村政一般

【明和六年芦屋村差出明細帳】

芦屋市月若町  
猿丸吉左衛門氏藏  
○明和六年(一七六九)

(表紙)

|      |       |               |
|------|-------|---------------|
| 明和六年 | 差出明細帳 | 撰津国兔原郡<br>芦屋村 |
| 丑五月  |       |               |

青山大膳亮様  
寛文元丑年御検地帳ニ御座候  
高六百三拾九石壹斗貳舛七合  
此反別七拾七町九反壹畝貳步  
賦  
上田貳拾町六反七畝壹步 石盛 十三  
分米百六拾四石七斗壹舛四合  
中田拾八町壹反四畝拾三歩 石盛 十一  
分米百九拾九石五斗八舛八合

下田拾町六反九畝三歩 石盛 九  
分米百五石貳斗壹舛九合  
下々田四町五反九畝貳拾九歩 石盛 五  
分米貳拾貳石九斗九舛八合  
上畑壹畝廿六歩 石盛 十  
分米壹斗八舛七合  
中畑壹町貳反八畝拾貳歩 石盛 六  
分米七石七斗四合  
下畑壹町七反四畝九歩 石盛 四  
分米六石九斗七舛貳合  
下々畑三町三反八畝廿九歩 石盛 三  
分米拾石壹斗六舛九合  
屋鋪壹町五反三畝拾壹歩 石盛 十  
分米拾五石三斗三舛七合  
右之内  
巷石壹斗五舛三合 池床砂入斗代違  
無地引

芦屋川用  
水の番割  
を定む

【芦屋川水之割】

芦屋市月若町、猿丸吉左衛門氏藏  
○天正十七年(一五八九)

蘆屋川水之割事

一市ノ井手壹ヶ月ニ水参候日数  
一番ニたりノいてハ参候 其月朔日 十四日 廿七日  
二番ニ中ぞハ参候 同四日 十七日 廿八日  
三番ニかいちミそハ参候 同六日 十九日 廿九日  
四番ニ北ミそハ参候 同九日 廿二日  
五番ニかいもりハ参候 同十一日 廿四日  
一二ノ井手壹ヶ月ニ水参候日数之事  
一番ニ八田ハ参候 其月ノ二日ニ  
二番ニ石つかハ参候 同五日ニ  
三番ニ打出あれちハ参候 同八日ニ  
四番ニふなとハ参候 同十二日ニ  
五番ニ打出野田ハ参候 同十六日

右御扱衆上申跡書  
山路庄御年寄 猿丸太夫 花押  
彌彌右衛門殿 太郎右衛門  
横田又左衛門殿 与左衛門  
畑市太夫殿 源左衛門 花押  
住吉藤次介殿 右御扱衆上申跡書

六番ニちおとハ参候 同廿日  
七番ニ北ふなとハ参候 同廿三日  
八番ニ打出山ノ口ハ参候 同廿五日  
一三ノ井手壹ヶ月ニ水参候日数之事  
一番ニけかゝねハ参候 其月ノ三日ニ  
二番ニきしろうハ参候 同七日ニ  
三番ニ田中ハ参候 同十日  
四番ニちよつかハ参候 同十三日  
五番ニいのしりハ参候 同十五日  
六番ニおさきハ参候 同十八日  
七番ニたてはらハ参候 同廿一日  
八番ニけれうハ参候 同廿六日  
右三ヶ井手之水之内ハすべ水参候覚  
其井手ヘ一ハん水入渡シ、二ハん参候時其所々にて  
すハ水入申候  
一川西にてハはいはらノ田地ヘすべ水参候  
一川東ニ而すハ水之事  
一番ニたつミハ参候  
二番ニ山かとハ参候  
三番ニミやつかハ参候  
四番ニもちうハ参候  
天正拾七年五月廿七日 蘆屋庄年寄中